

第4章 内水ハザードマップの作成

- 4.1 内水ハザードマップの作成
- 4.2 基本事項の検討
- 4.3 記載項目
- 4.4 共通項目：浸水に関する情報
- 4.5 共通項目：避難に関する情報
- 4.6 地域項目：災害時活用情報
- 4.7 地域項目：災害予防情報
- 4.8 地域項目：災害学習情報
- 4.9 作成範囲
- 4.10 縮尺と形態
- 4.11 住民等からの意見の反映
- 4.12 他計画との整合

4.1 内水ハザードマップの作成

内水ハザードマップは、内水浸水想定区域図を基本資料として、関係部局が連携を図りながら作成する。なお、既に他のハザードマップがある場合は、内水ハザードマップの内容を追加して公表することも検討する。

【解説】

内水ハザードマップは、内水浸水想定区域図を基本資料として、その他避難に関する情報等と合わせて、関係部局が連携を図りながら作成する。作成に当たっては、市町村地域防災計画や自主防災組織等が定める計画及び洪水ハザードマップ等からの情報並びに住民等からの意見が反映されるよう努める。

なお、既に洪水ハザードマップなどの他のハザードマップが作成及び公表されている場合は、内水浸水想定区域図や内水浸水に関する情報を追加して公表することも検討する。特に、洪水ハザードマップを既に作成及び公表している場合は、洪水ハザードマップと内水ハザードマップの違いを踏まえた住民に分かりやすい情報となるように留意する必要がある。

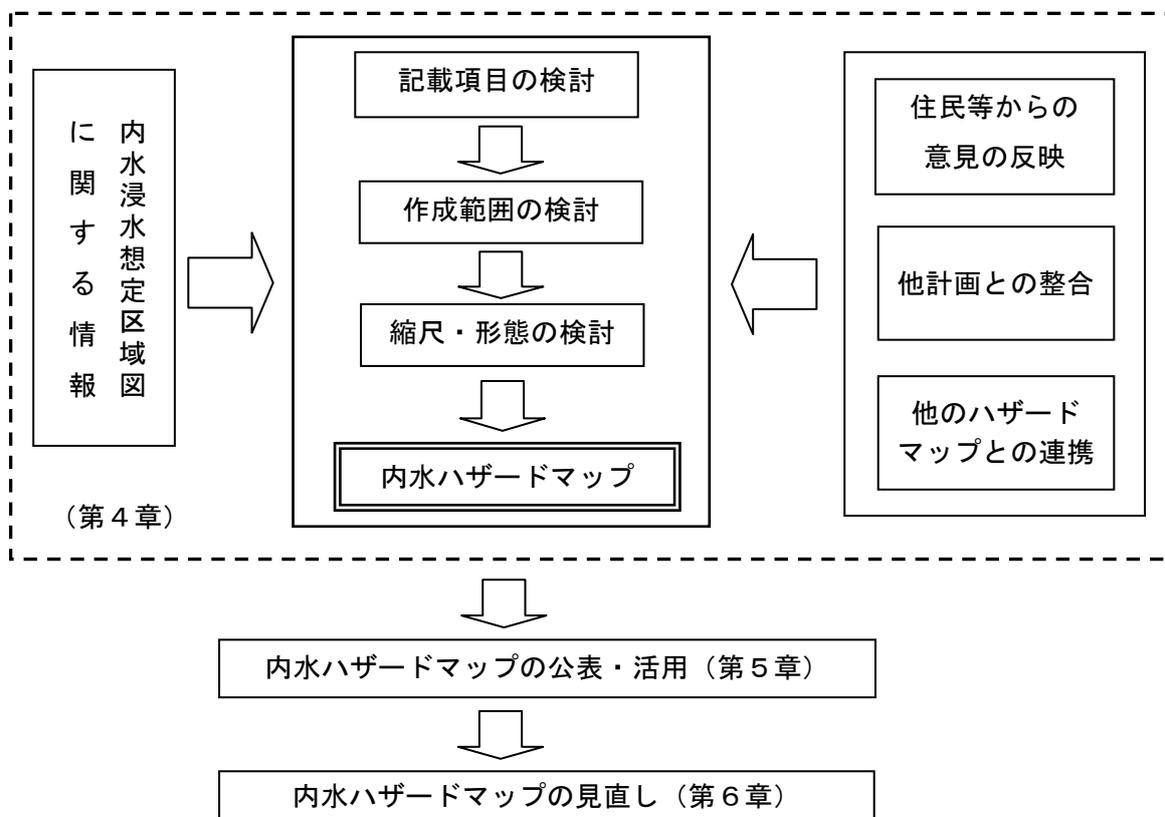


図4-1 内水ハザードマップの作成フロー

また、内水ハザードマップを作成する際に、「洪水ハザードマップ作成の手引き、平成17年6月、国土交通省河川局治水課」等、参考となる図書を巻末に整理している。必要に応じて、これらの図書も参考とされたい。

4.2 基本事項の検討

内水ハザードマップの作成に当たって検討する基本事項は、以下のとおりである。

- (1) 記載項目
- (2) 作成範囲
- (3) 縮尺と形態

【解説】

内水ハザードマップは、内水浸水想定区域図を基本資料として作成するものであるが、その内容が住民等に十分理解され、浸水発生時に自らの生命や財産を守るために取るべき行動が具体的かつ的確に判断できるような情報として具備すべき要件を検討する必要がある。また、情報量を多くしすぎると、逆に内容確認の負担となることから、伝えたい内容の絞込みや、極力、文字数を減らし、図やイラストを多用することなどにより、高齢者や子供まで興味がわく内容とすることも大切である。

その基本事項としては、以下の項目が挙げられる。

- ・内水ハザードマップに記載して住民に伝えるべき項目
- ・内水ハザードマップに表示すべき図面の範囲
- ・内水ハザードマップを見やすく、活用しやすくするための縮尺と形態

これらの基本事項については、洪水ハザードマップ等他計画との整合を念頭において検討する。詳しくは、「4.12 他計画との整合」を参照されたい。

4.3 記載項目

内水ハザードマップは、内水による浸水発生時における住民等の自助を促進し、住民等が自主的に行動を起こすことができるように作成する必要がある、その記載項目は、全ての内水ハザードマップに原則として記載することが必要な共通項目と、地域の状況に応じて記載するかどうか判断すべき地域項目に分けられる。

(1) 共通項目

共通項目とは、内水ハザードマップに記載する必要最小限の記載項目をいう。ただし、避難に関する情報については、避難の必要がないと判断される場合は、記載しなくてもよい。

1) 浸水に関する情報

2) 避難に関する情報

(2) 地域項目

地域項目とは、地域の特性に応じて浸水時に活用できる情報や、浸水を予防するのに役立つ情報、平常時に住民が水害に関する意識を高めるために役立つ情報をいい、地域特性に応じて記載項目の適否を判断する必要がある。

1) 災害時活用情報

2) 災害予防情報

3) 災害学習情報

【解説】

(1) 共通項目について

内水ハザードマップは、内水による浸水情報と避難等に関する情報を、住民（受け手）の立場に立った情報として提供することを目的として作成するため、浸水の情報及び避難等に関する情報を住民等にできるだけわかりやすく提供することが重要である。このため、内水ハザードマップに記載する共通項目としては、原則として表4-1に示す項目が必要となる。

特に、避難に関する情報については、内水の場合、浸水深によっては建物の中でより高い階へ移動することも有効であることから、洪水の場合における避難の考え方の違いを考慮して分かりやすく記載することが重要である。また、最大想定浸水深が概ね床下高未満*であって、内水浸水想定区域内に地下街・地下室等の地下施設が無い場合、避難の必要がないと判断される場合は、避難に関する情報を記載しなくてもよい。

さらに、表4-1に例示する記載内容については、地域特性、洪水ハザードマップとの連携等を考慮して必要に応じて選択する。

*床の高さは、直下の地面から45cm以上とすること（建築基準法施行令第22条）

表4-1 内水ハザードマップの記載項目（共通項目）

種別	記載項目	記載内容（例）
1) 浸水に関する情報	①内水浸水想定区域図	浸水範囲、浸水深（又は床上浸水・床下浸水の区別）、浸水位、浸水時間、流速、洪水に至るまでの時系列的な浸水範囲・浸水深の変化等
	②浸水シナリオ	内水浸水想定区域図で想定する浸水シナリオ（地形や浸水実績を活用した内水浸水想定手法を用いている場合には、前提条件等を分かりやすく明示することが必須）
	③内水浸水想定区域設定の対象降雨	総雨量、1時間最大雨量、1時間未満の短時間最大雨量、1時間毎及びピーク時の10分毎の雨量グラフ、生起年月日、観測場所等
	④放流先河川等の水位条件	河川の水位設定、水門閉鎖水位、排水ポンプ場運転調整水位等
	⑤最新の気象情報等の入手先	気象予報・警報の内容、気象観測所の名称、降雨レーダー、河川水位、下水道幹線水位等観測所の名称、電話番号、ホームページアドレス、放送機関のチャンネル・周波数等
2) 情報避難に関する	①避難場所	避難施設名称、住所、電話番号、階数等
	②避難時危険箇所	開水路、アンダーパス、土砂災害警戒危険区域等
	③洪水予報、避難情報の伝達方法	洪水予報、水位情報、避難準備、避難勧告等の伝達経路と伝達手段等
	④避難勧告等に関する事項	避難勧告等の発令基準、発令の参考となる情報等

(2) 地域項目について

地域項目とは、地域の特性に応じて浸水時に活用できる情報や、浸水を予防するのに役立つ情報、平常時に住民が水害に関する意識を高めるために役立つ記載項目をいい、内水ハザードマップの理解を深め、自助の促進に資する情報について、地域の特性に応じて、その必要性を判断し、記載する必要がある。地域項目として記載する項目を表4-2に示す。

表4-2 内水ハザードマップの記載項目例（地域項目）

種別	記載項目	記載内容（例）
1) 災害時活用情報	①過去の浸水実績	浸水範囲、浸水深、浸水時間、浸水被害状況（床上浸水、床下浸水、道路冠水）、浸水時の降雨実績、浸水年月日等
	②地下街・地下室等の情報	地下街の位置、アンダーパス（下越道路）の位置
	③自助に関する事項	土のう、止水板、災害時準備品等
	④共助に関する事項	災害時要援護者施設名称、所在地、災害時要援護者避難支援プラン、自主防災組織活動等
	⑤排水ポンプ場の情報	排水ポンプ場位置、ポンプ排水区域、排水ポンプ場運転調整水位等
	⑥その他	
2) 情報災害予防	①適正な土地利用への誘導	低地盤地区、地下室設置時留意事項、盛土等建築時の工夫
	②貯留・浸透施設の設置に関する事項	自治体設置施設位置、規模、各戸対策施設の紹介、助成制度、優遇措置等
	③その他	交通・生活関連情報等
3) 情報災害学習	①水害の発生メカニズム、地形とはん濫形態	洪水、浸水の起こり方、水門操作、排水ポンプ運転、地表面流、水害写真等
	②下水道の役割	下水道の目的、排除方式、機能等
	③下水道整備状況、整備計画	都市浸水対策達成率、雨水整備計画、整備後の効果等

4.4 共通項目：浸水に関する情報

浸水に関する情報としては、住民等に浸水の範囲とその深さ等が設定条件とともに適切に理解され、住民等が、自ら浸水に関する情報収集を行い、避難等の自助行動を取るための適切な判断が可能となるような情報を記載する。

浸水に関する情報としての記載項目は、以下のとおりである。

- (1) 内水浸水想定区域図
- (2) 浸水シナリオ
- (3) 内水浸水想定区域設定の対象降雨
- (4) 放流先河川等の水位条件
- (5) 最新の気象情報等の入手先

【解説】

浸水に関する情報として、対象とする浸水シナリオ及び対象とする降雨並びに放流先河川等の水位条件等の設定条件を明記することにより、浸水シミュレーション等に基づく内水浸水想定区域及び浸水深等が、住民等に適切に理解されるよう努める。

住民等が、自ら最新の気象情報等を積極的に収集し、自らの判断で危険性の認知や避難等の自助行動を取るといったような自助意識を醸成することを念頭に、記載する情報を十分に検討する必要がある。

(1) 内水浸水想定区域図

内水浸水想定区域図に関する情報として、浸水範囲及び浸水深を内水ハザードマップに記載する。浸水深の表示例については、「4.10 縮尺と形態」【解説】の凡例の事例を参照されたい。その他の記載項目として浸水位を表示することも有効である。これにより、住民が浸水位を参考に宅地の高さの設定することが可能となる。

なお、浸水時間は、浸水深の情報と合わせて見ることにより、避難すべきかなどを判断するための情報であるので記載することが望ましい（図4-2参照）。

また、地表勾配の大きな地形では、水深が浅くても流速が大きいため歩行が困難になる場合があるので（図4-3参照）、避難できるかを判断する目安として流速を表示することも効果的である。

洪水ハザードマップと連携して内水浸水想定区域図を表示する方法としては、以下の例があるが、それぞれ表4-3に示す特徴や地域の特性を考慮して適切な方法を採用する。

- イ) 重畳表示：内水浸水想定区域図と洪水浸水想定区域図とを重ねて表記する方法
- ロ) 並列表示：内水浸水想定区域図と洪水浸水想定区域図とを並列表記する方法
- ハ) 複合表示：重畳表示と並列表示を1枚の図面又は複数の図面に表記、もしくはその他の降雨における浸水想定区域図もあわせて表記する方法

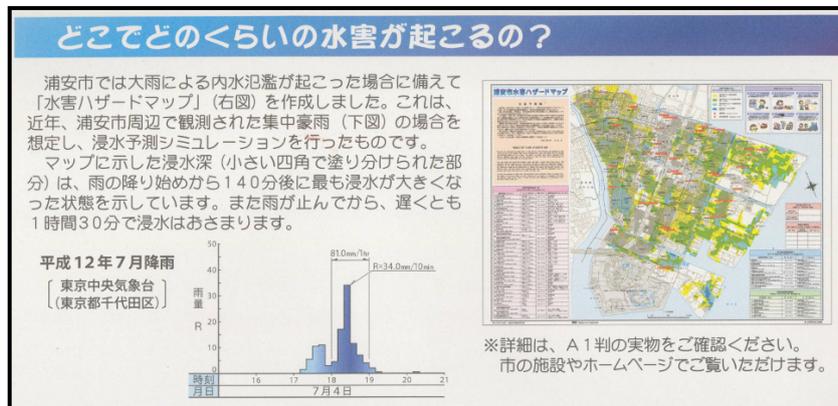


図4-2 浸水時間の記載例（出典：浦安市水害ハザードマップ）

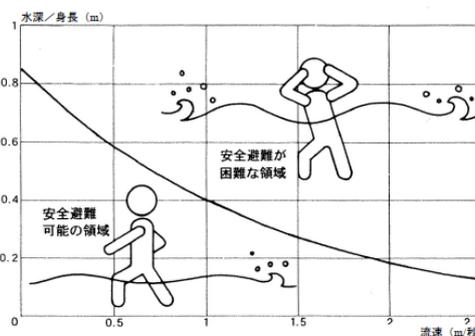


図4-3 避難時に水中歩行できる領域

（出典：地下空間における浸水対策ガイドライン同解説〈技術資料〉）

表4-3 内水ハザードマップと洪水ハザードマップで連携する場合の浸水想定区域図の表示方法（例）とその特徴

表示方法（例）	特徴
イ) 重畳表示 内水浸水想定区域図と洪水浸水想定区域図とを重ねて表記する方法	<ul style="list-style-type: none"> 紙面に限りがあるマップ形式の場合は図を大きく表示できる。 浸水区域や避難等に関する情報が1枚の図面で住民に提示できる。 洪水浸水想定区域内の内水浸水想定区域の状況（分布・深さ）が分かりにくい。（洪水と内水の浸水エリアの表示方法を枠囲い、ハッチング等によって変えることも必要） 内水時の避難等の情報としては分かりにくい。
ロ) 並列表示 内水浸水想定区域図と洪水浸水想定区域図とを並列表記する方法	<ul style="list-style-type: none"> 紙面に限りがあるマップ形式の場合には、図が小さくなり見にくくなる。 冊子形式などの工夫が必要。 洪水浸水想定区域内の内水浸水想定区域の状況（分布・深さ）が分かりやすい。 区域図の違いや、洪水時と内水時の避難等に関する分かりやすい説明が必要。
ハ) 複合表示 重畳表示と並列表示の組み合わせにより浸水想定区域図を表記する方法	<ul style="list-style-type: none"> 紙面に限りがあるマップ形式の場合には、図が小さくなり見にくくなる。 別途表記する図を小さめに表現する、冊子形式にする等の工夫が必要。 洪水浸水想定区域内の内水浸水想定区域の状況（分布・深さ）が分かりやすい。 より多くの情報をきめ細かく提供することが可能となる。 情報がさらに多くなるため、区域図の違いや、洪水時と内水時の避難等に関する分かりやすい説明が必要。

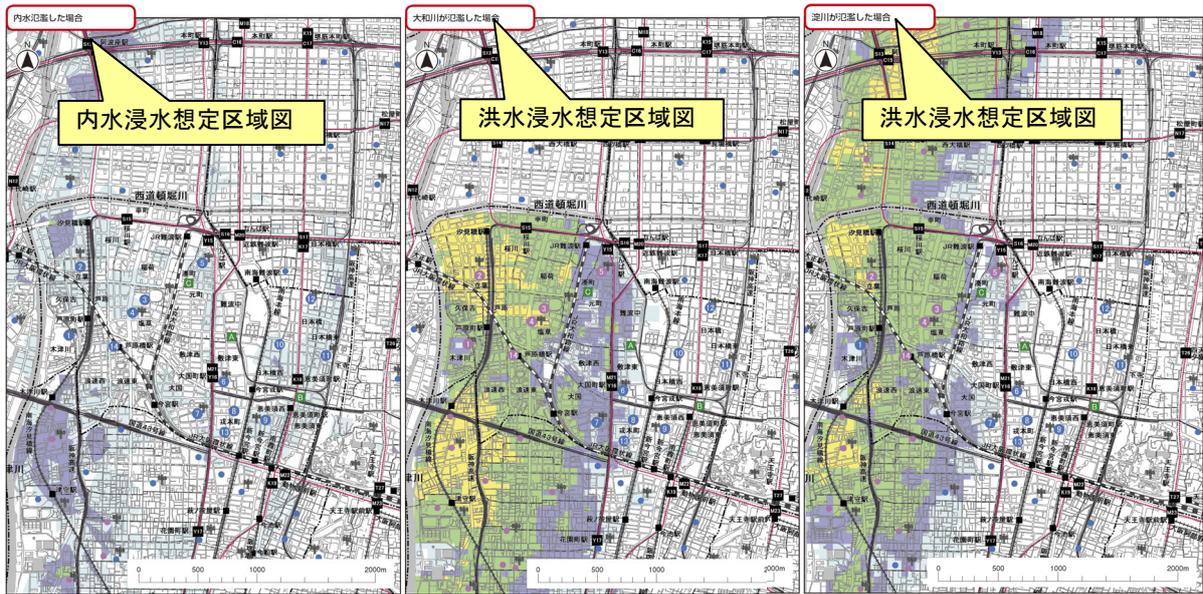


図4-5 内水と洪水の浸水想定区域図の並列表示の事例
(出典：大阪市防災マップ)



図4-6 (1/2) 内水と洪水の浸水想定区域図の複合表示の事例 (表面に内水浸水想定区域図)
(出典：四日市防災マップ)



図4-6 (2/2) 内水と洪水の浸水想定区域図の複合表示の事例(裏面に内水と洪水の浸水想定区域図の重ね合わせ図)(出典:四日市防災マップ)

(2) 浸水シナリオ

内水浸水想定区域図作成の前提となる浸水シナリオを記載する。例えば、内水浸水想定区域図では、下水道の雨水排水能力を上回る降雨の場合や、河川に放流できない場合を想定していることを明示する。また、内水ハザードマップ単独でハザードマップを作成している場合は、河川の堤防の決壊や河川からあふれた水によるはん濫を想定していないことも明示する。ただし、実際の降雨規模や降雨継続時間によっては、想定しているシナリオから洪水ハザードマップで想定している浸水シナリオに移行する恐れがあることについて、住民に十分に理解されるよう記載する必要がある。

特に、浸水想定区域を設定した際の条件については、分かりやすく記載するとともに、今後のデータ等の充実により浸水想定区域の変更もありうることを伝える必要がある。

(3) 内水浸水想定区域設定の対象降雨

内水ハザードマップの基本資料である内水浸水想定区域設定の対象降雨について、例えば当該地域における既往最大級の降雨であるか、他地域での大規模な降雨であるかを明示する必要がある。

る。なお、対象降雨の規模（総雨量、1時間最大雨量、10分間最大雨量等）が住民に容易に理解されるよう、1時間や10分間ごとの雨量グラフを下水道計画降雨と対比して示す、洪水ハザードマップの対象降雨と比較して示す、洪水に至るまでの時系列変化を分かりやすくするために段階的な強さの降雨を（内水浸水想定区域等の変化と併せて）示すなど、効果的な記載方法を検討すること。

また、設定した対象降雨と異なる降雨が発生し、実際の浸水範囲や浸水深が内水浸水想定区域図と異なる場合があることも記載しておく必要がある。

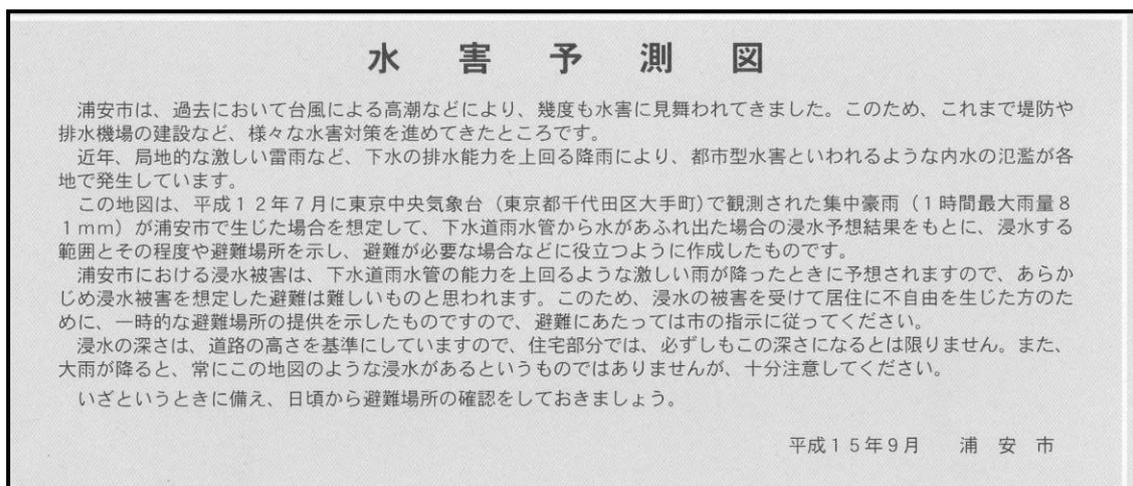


図4-7 対象降雨の説明文事例（出典：浦安市水害ハザードマップ）

（4）放流先河川等の水位条件

内水浸水想定区域の設定における放流先河川の水位設定の考え方や水門閉鎖水位、排水ポンプ場運転調整水位等についても記載しておくことが望ましい。

（5）最新の気象情報等の入手先

行政からの情報を待つだけでなく、住民等が自ら積極的に情報収集を行うことを促進することが重要である。特に、住民に自らの意思で行動し、自分の身は自分で守るという自助意識の醸成のためにも、住民等が容易に最新の気象情報等を得られるよう、その入手先を内水ハザードマップに記載しておくことが重要である。

また、局地的な集中豪雨など降雨量が空間的に大きく偏る場合もあることから、大雨注意報、洪水注意報、大雨・洪水警報等の発令基準を示すとともに、住民自らが実際の降雨状況から当該地域の降雨量を推測し、適切な自助活動が可能となるよう、発令基準、1時間雨量、予報用語等と人の受けるイメージの関係について整理し、それらの情報を「災害学習情報」として記載しておくことも効果的である。

水防法に基づく洪水予報河川や水位周知河川においては、洪水ハザードマップに関連した気象情報や避難に関する情報等の伝達についての整備が進められているが、その他の中小河川等の流

域に位置する排水区域での浸水情報の伝達については、比較的整備が遅れている。近年は、下水道施設の管理を目的として設置された雨量計、水位計、流量計、監視カメラ等の情報をテレメータやインターネット及び下水道光ファイバーを利用して、リアルタイムで収集することが可能となっていることから、これらの最新の気象情報等を広く地域住民に提供するとともに、河川、道路、水防関係者、ライフライン機関等とも相互に情報交換を図ることにより、内水浸水に関する情報提供の充実を図る必要がある。

最新の気象情報等の入手先として記載するものとしては、以下のものが考えられる。

- ・気象観測所の位置、名称、電話番号、ホームページアドレス
- ・降雨レーダーデータ、河川水位、下水道幹線水位等の観測所の位置、名称、電話番号、ホームページアドレス
- ・テレビ局、ラジオ局のチャンネル、周波数

一時間雨量	10~20ミリ	20~30ミリ	30~50ミリ	50~80ミリ	80ミリ以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受けるイメージ	ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る	滝のように降る(ゴゴゴと降り続く)	息苦しい圧迫感恐怖を感じる
人への影響	跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内(木造)	話し声が良く聞き取れない	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる	道路が川のようになる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる		
車に乗っていて		ワイパーを速くしても見づらい	高速走行時車輪と路面の間に水膜が生じ、ブレーキが効かなくなる	車の運転は危険	
災害の発生状況	・この程度の雨でも長く続く時は注意が必要	・側溝や下水小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる	・山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 ・都市では下水管から雨水があふれる	・都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある ・マンホールから水が噴出する ・土石流が起こりやすい ・多くの災害が発生する	・雨による大規模な災害の発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要
					

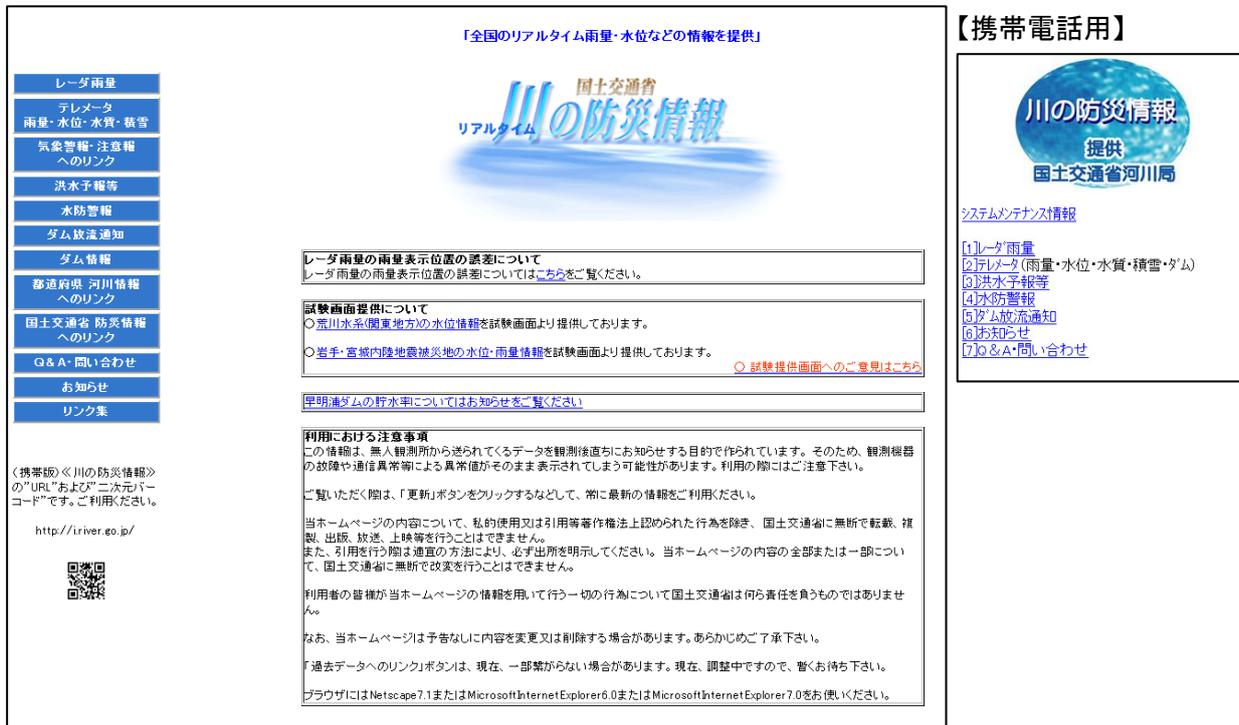
図4-8 雨の降り方の解説例(出典:名古屋の防火&防災)

第4章 内水ハザードマップの作成



ホームページアドレス : <http://tokyo-ame.jwa.or.jp/>

図4-9 気象情報の例 (出典 : 東京都下水道局 東京アメッシュ)



ホームページアドレス : <http://www.river.go.jp/>

図4-10 川の防災情報 (出典 : 国土交通省)

4.5 共通項目：避難に関する情報

避難に関する情報としては、内水浸水想定区域の特徴を踏まえ、一時的な待避による対応等柔軟な避難に関する情報や、住民等が適切なタイミングで避難・待避行動が取れるような情報の伝達方法等を記載する。

避難に関する情報としての記載項目は、以下のとおりである。

- (1) 避難場所
- (2) 避難時危険箇所
- (3) 洪水予報、避難情報の伝達方法
- (4) 避難勧告等に関する事項

【解説】

内水浸水想定区域は、水防法に基づく浸水想定区域とは浸水範囲及び浸水深等の浸水状況が異なる。このため、避難場所の設定に当たっては、市町村地域防災計画において定められた避難場所や、洪水ハザードマップが作成されている場合の避難場所との調整を図るとともに、一時的な待避による対応についても検討する必要がある。また、住民等が避難行動を取る際に危険な箇所の存在や、避難の際の留意事項についても記載する必要がある。

なお、避難勧告等の避難に関する情報については、どのような状況の時に避難に関する情報が、どのような経路で伝達され、その際に住民がどのように行動すればよいか、十分理解されるよう具体的に記載する必要がある。

(1) 避難場所

避難場所の記載に当たっては、内水浸水想定区域図や過去の浸水実績等の情報から、避難場所としての妥当性や、必要に応じた一時的な待避による対応等の検討を行う必要がある。

①避難場所としての妥当性の検討

内水ハザードマップへの避難場所の記載に当たっては、内水浸水想定区域図に表示された区域及び浸水深の情報や、避難場所までの移動時間や避難経路上の障害物の有無を考慮し、避難場所としての妥当性を検討する。

市町村地域防災計画において定められた避難場所は、主に地震災害を想定して指定されている場合が多いため、内水浸水想定区域内に、既に避難場所が設定されている場合には、想定される浸水の情報と避難場所としての妥当性について、防災部局等の関係部局に情報を提供し、調整を図る必要がある。

また、隣接する市町村に、より適切な避難場所が存在する場合は、隣接する市町村と連携し、避難場所として設定するよう柔軟な対応を図ることが必要である。

なお、避難場所の選定に当たっては、浸水シミュレーションによる浸水深、流速等を確認し、浸水深に応じた避難時利用可能階を設定する等の柔軟な対応も必要である。内水による浸水であっても大きな流速が想定され、外力に対する建物の堅牢性や転倒・滑動について照査が必要な場合は、「津波・高潮ハザードマップマニュアル、平成17年6月、内閣府政策統括官（防災担当）他」を参考とされたい。

②一時的な待避

内水浸水想定区域内であっても、マンション・ビル等の堅牢かつ高層な建築物であれば、想定される浸水深以上の上層階を一時的な待避場所として活用できる。ただし、浸水が長時間に及ぶと予想される場合には、一時的な待避場所ではトイレや食料品の確保が困難となる恐れがあることも留意しておく必要がある。

公的施設以外で一時的な待避場所として活用することが有効な場合は、あらかじめ建物の所有者との調整を行い、その建物を一時的な待避場所として指定しておくことが望ましい。

また、避難のための十分な時間が確保できない場合や、浸水深が既に50cmを上回っている（膝上までの浸水）場合の避難行動は、危険を伴うことに留意すべきである。そのような場合は、予定された避難場所に避難することが必ずしも適切ではなく、自宅の2階への待避や近隣の安全な建物への避難等、状況に応じて柔軟に対応すべき旨を記載しておくことは、避難時の事故防止を図るうえで重要である。

なお、浸水深と住宅高さの関係は概ね以下のとおりであり、避難場所へ避難すべきか自宅の2階や近くの高所に待避すべきか判断する目安となる。これら一時的な待避や状況に応じた柔軟な対応の必要性については、「自助に関する事項」等で示しておくことが望まれる。

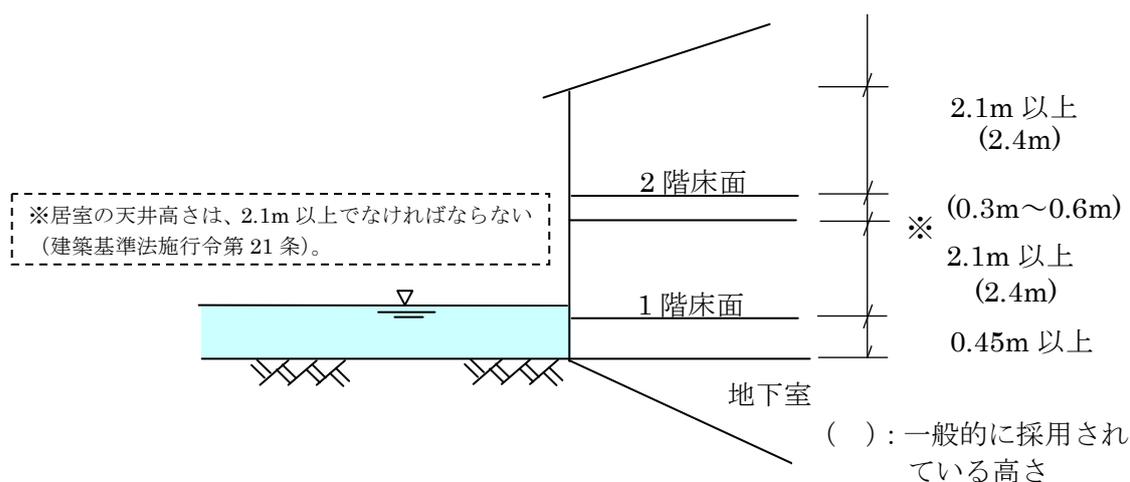


図4-11 浸水深と住宅高さの関係

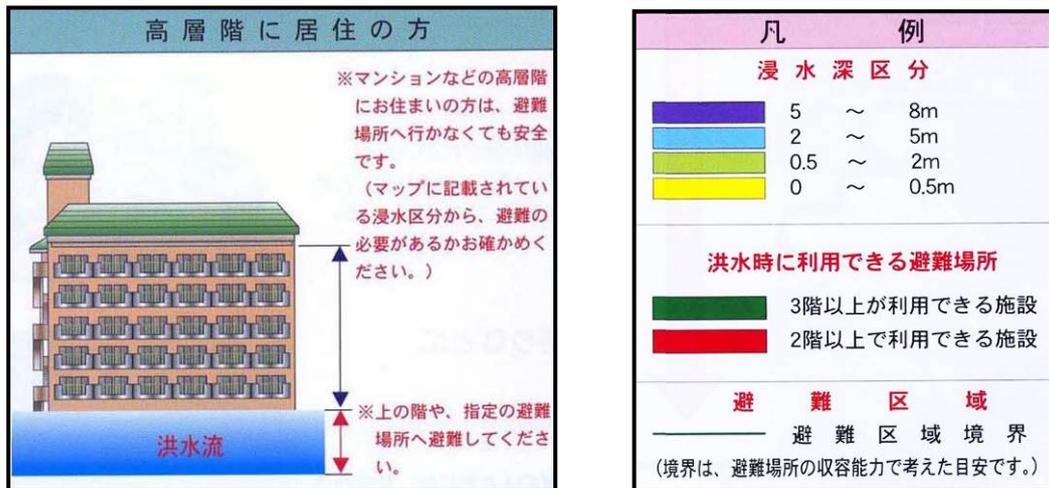


図4-12 避難場所の表示例 (出典：幸手市洪水避難地図)

(2) 避難時危険箇所

住民が避難を行う際に危険が及ぶことが想定される箇所については、避難時危険箇所として示しておく必要がある。浸水時には、道路と開水路の区別が困難であり、水路に転落する危険性や、下水道管への急激な大量の雨水の流入と管内の空気圧力によってマンホール蓋が浮き上がる現象により、マンホール構内に転落する危険性がある。また、過去の出水で通行止めになった道路や冠水して通行できなくなる恐れがあるアンダーパス（下越道路）も危険箇所として注意が必要である。

その他、急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害警戒危険区域をはじめ、避難の際に、浸水以外の災害が発生する恐れのある箇所については、内水ハザードマップに記載しておくことが望ましい。

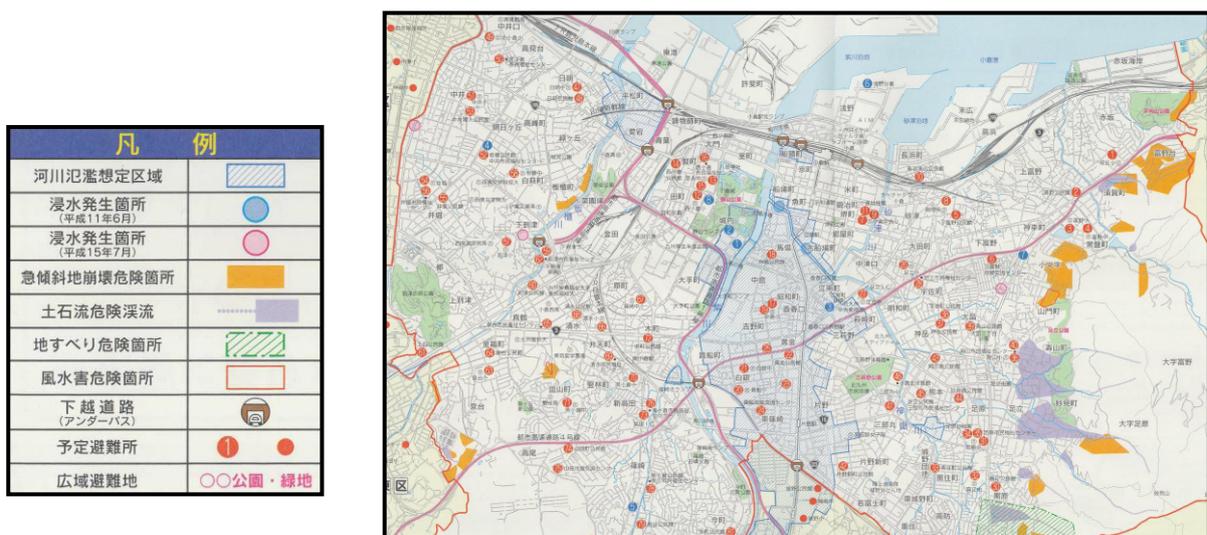


図4-13 危険箇所の表示例

(出典：北九州市洪水避難地図防災情報マップ 小倉北区版)

(3) 洪水予報、避難情報の伝達方法

洪水予報や水位情報、避難情報（避難準備、避難勧告、避難指示）の発信元から住民までの伝達経路と伝達手段を示す。内水による浸水被害の最小化を図るには、住民等が状況を理解し、取るべき行動を適切に判断できるための情報を、正確かつ確実に時機を得て伝達することが重要である。特に、排水ポンプ場の近くでは、排水ポンプ場運転調整がなされた場合に短時間で浸水深が増加する恐れがあることから、住民等への確実な情報伝達が求められる。

伝達経路及び伝達手段については、複数の伝達経路から異なった情報が伝達されることのないよう、伝達経路を明確に設定した上で、降雨時の状況を想定しながら伝達情報の性格や地域特性に応じて複数の手段を組み合わせる等、特に災害時要援護者への確実な伝達方法を具体的に定めておくことが重要である。

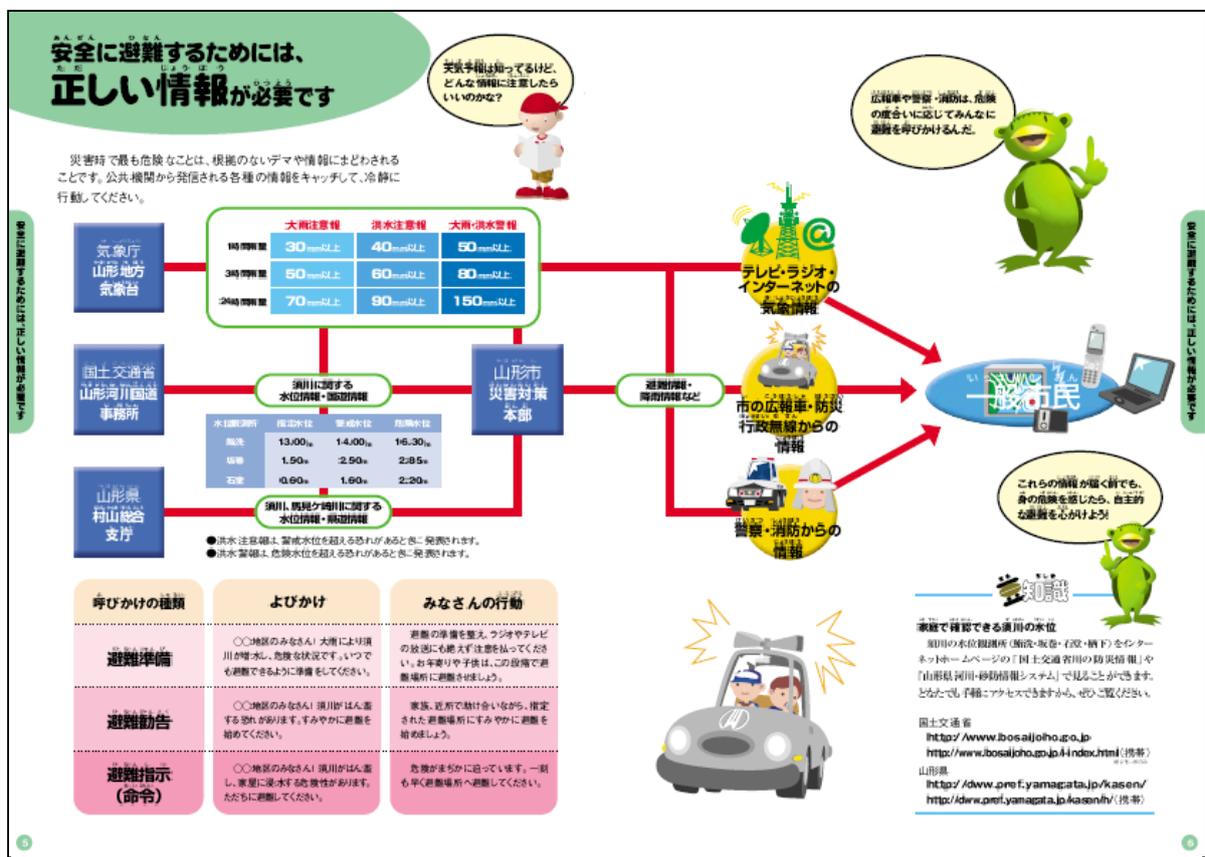


図4-14 避難情報の伝達方法事例（出典：山形市洪水避難地図）

(4) 避難勧告等に関する事項

避難勧告等の避難情報について、関係機関から提供される情報や市町村自ら収集する情報等を基に、どのような状態で発令すべきなのか判断基準をあらかじめ整理し、内水ハザードマップに記載しておくことは、住民が自らの判断で、適切なタイミングで避難等の自助行動を取ることにもつながるため有効である。

そのためには、市町村防災計画や水防計画に定められた避難勧告等の発令基準について、どのような状況で発令されるのか、また、住民がどのように行動すればよいかを記載することが望ましい。避難勧告等の発令時の状況や発令の参考となる情報について表4-4に示す。詳細については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン、平成17年3月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」を参照されたい。

表4-4 避難勧告等の発令時の状況と発令の参考となる情報

	発令時の状況	発令の参考となる情報	住民に求める行動
対象河川等	—	洪水予報指定河川、水位周知河川以外の中小河川、内水等	—
避難準備 (要援護者 避難) 情報	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い。 排水先の河川の水位が、排水ポンプ場の運転調整の準備に入る水位に到達する。 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、災害用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣での浸水が拡大。 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプ場の運転調整の運転停止水位に到達することが見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で浸水が床上に及んでいる。 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプ場の運転調整の運転停止、水門閉鎖。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(出典：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より編集、一部加筆)

